平成２１年（フ）第２１３号
滋賀県蒲生郡竜王町大字西横関205番地23
債務者　タナカ宝飾こと　田中嘉津子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２１６号
滋賀県東近江市山上町2285番地
債務者　鮫島　研治
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２２３号
滋賀県犬上郡甲良町大字尼子1286番地
債務者　北川みどり
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２２８号
滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺1207番地９
債務者　小西　　栄
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２２９号
滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺1207番地９
債務者　小西眞知子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２３８号
滋賀県近江八幡市末広町528番地
債務者　大倉　春美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２４０号
滋賀県蒲生郡日野町大字西大路2074番地
債務者　井内　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１３２４号
神戸市中央区二宮町４丁目５番３号
債務者　松元　貞之
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３２５号
神戸市中央区二宮町４丁目５番３号
債務者　松元　理恵
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９２号
神戸市須磨区白川台５丁目57番地の５農住Ｂ―103号、前住所神戸市長田区房王寺町７丁目２番14号
債務者　苗村　　大
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２６号
神戸市兵庫区駅南通３丁目４番25―701号
債務者　岡田　康美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２７号
神戸市兵庫区新開地４丁目３番21―901号
債務者　土井　美佐
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３２号
神戸市北区有野台５丁目１番Ｂ19棟305号、従前の住所神戸市北区泉台２丁目４番地の１―201号
債務者　河本　哲雄
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４０号
神戸市中央区筒井町３丁目12番８号ステラコート201号
債務者　北島真由美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０９号
兵庫県神戸市東灘区本山中町４丁目２番５―203号、前住所兵庫県芦屋市西蔵町10番18―501号
債務者　伊藤　彰敏
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８３号
兵庫県西宮市上田東町１番17―209号
債務者　一色　和代
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８４号
兵庫県西宮市上田東町１番17―209号
債務者　一色眞理子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係